

「京都議定書の締結に向けた国内制度に関する中間答申の項目・要素(案)」
に対するコメント(案)

2001年12月10日

(社)経済団体連合会

環境安全委員会地球環境部会
部会長 榎本晃章

12月6日(木)開催の中央環境審議会地球環境部会国内制度小委員会第12回会合に提出されました標記資料および当日の議論に関し、以下のとおり意見を申し述べます。中間答申のとりまとめに当たりましては、以下の点が十二分に反映されますようお願いいたします。

1. 排出量の事業者による把握・公表制度の新設には反対

産業界は自主行動計画によって排出量を把握・公表しており、規制によってこれを行う必要はない。また、すでに省エネ法に基づく報告制度が導入されている。新たな把握・公表の制度を設けることは、明らかに二重規制であり、反対である。省エネ法に基づき收拾したデータを活用すべきである。

2. 経済界の自主取組を尊重すべき

経団連は、自主行動計画の透明性・信頼性向上を図るため、2002年度に実施する第5回フォローアップまでに、計画・目標・実績を登録する独立した登録機関を設置する計画である。第三者認証の導入についても検討していく用意がある。こうした動きがある以上、産業界の自主的な取組を尊重すべきである。

3. 実行計画策定、政府との間の協定は最後の手段とすべき

第2ステップの例として「実行計画の策定」「政府との間の協定」が挙げられているが、あくまでも将来のレビューの結果を見たとうえでの、最後の選択肢であることを明示すべきである。産業界の努力の結果を見ないうちから、現時点で第2ステップにおける強制的措置の導入を予断すべきでない。

4 . 温暖化対策税、国内排出量取引の導入を予断すべきではない

温暖化対策税については、所得税・法人税減税と組み合わせれば競争力に影響なしとの意見もあるが、マクロで見ても増減税同額であっても、税の構成の変化は個別産業・企業の競争力に少なからぬ影響を与えるものであり、経済・雇用に及ぼす影響を勘案しながら総合的かつ慎重に検討すべきである。

温暖化対策税および国内排出量取引の是非についてはコンセンサスができておらず、将来的な導入を現時点で予断すべきではない。

5 . 原子力の開発利用は必要不可欠

エネルギー使用量の大幅な削減は難しく、新エネルギーの大規模な利用も短期間には期待できない以上、発電時に CO₂ を排出しない原子力の利用を増やし電力原単位を下げることが、ほとんど唯一の現実的な排出削減策である。したがって「安全性の確保を前提とした国民の理解を得つつ進める原子力の利用」が掲げられていることは評価すべきであり、必ず明記されたい。

以 上